

# 託送供給等約款以外の供給条件

法的分離に関する特別措置

令和2年10月1日 実施



九州電力送配電

令和2年9月30日 20200918 資第8号 認可

この託送供給等約款以外の供給条件は、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により託送供給等約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

### 1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、九州電力株式会社、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

### 2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから九州電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

### 3 接続供給の停止

需要者が、九州電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力、第2深夜電力もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、九州電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をさせていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

#### 4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、九州電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

#### 5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

# 附 則

## 附

## 則

- 1 本供給条件は，令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧託送供給等約款以外の供給条件（令和2年3月24日付け20200227資第36号認可。）は廃止する。